処 分 基 準

平成23年11月25日作成

法		令		名	道路交通法
根	拠	Ŀ	条	項	第51条の 9
処	分	の	概	要	登録法人に対する適合命令
原	権者	(3	委任会	七)	神奈川県公安委員会
法	\$	Ø	定	හ	
処	分	•	基	準	登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。例えば、以下のような場合は、適合命令は行わないこととする。・ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問	ሀ ነ ∄	会 :	わせ	先	神奈川県警察本部 交通部 駐車対策課 駐車取締り係 (電話 045-211-1212 内線5281)
備				考	